

小布施町の農家の皆さん

お得な

収入保険 に 保険料助成

があります



近年多発する自然災害に加え、新型コロナウイルス感染症の影響など、農業を取り巻く環境は多くのリスクにさらされています。

このような農業経営上の様々なリスクに備えるため、収入保険の加入をお勧めします。

小布施町では、多くの農業者の皆さんが、収入保険に加入しやすいよう、**保険料助成制度を創設**しました。

また、**認定農業者の認定を受けた方は、上限額引上げの適用**が受けられます。この機会に、収入保険への加入や、認定農業者の認定についてご検討ください。

小布施町収入保険助成事業補助金制度



▶ 助成対象の経費は「**掛捨て保険料**」部分で、助成割合は **10分の5以内**です。



▶ 通常、助成上限額は 30,000 円ですが、**認定農業者又は認定新規就農者の方は 50,000 円に上限額を引き上げ**ます。

※**上限額引上げの適用は、令和 4 年分の収入保険については、令和 4 年 3 月末時点で認定農業者等の認定を受けている方を対象と**します。



▶ 町への保険料助成の申請は、**NOSAI が基準収入額再算定後の保険料を基に一括で申請**を行い、NOSAI から農業者の口座へ振り込みますので、個人で保険料助成のために**町へ申請する手間もかかりません**。

▶ 「認定農業者の認定」については、裏面をご覧ください。



認定農業者の認定について

認定農業者の方は、**助成上限額の引上げの適用**（30,000 円上限 → **50,000 円上限**）を受けることができますので、認定についてご検討ください。



認定農業者とは？

農業者が農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を作成し、その計画が市町村から認定された方を「認定農業者」といいます。

県内の複数の市町村で計画を申請する場合には、県（管轄の農業農村支援センター）で認定を行います。



認定農業者になるには？

- 認定農業者になるには、まず**農業経営改善計画を作成し、町への申請**が必要です。（※申請書類は、町ホームページにご用意しています。）
- 町では、提出された計画が、町の農業基本構想に照らして適当か中身の審査を行い、認定します。
- 認定されると、認定日から5年間有効となります。
- 認定農業者の申請でご不明な点は、町産業振興課農業振興係（TEL026-214-9104）までお問い合わせください。



〈お問い合わせ〉

■ 収入保険に関すること

長野県農業共済組合 北信支所 （TEL026-219-2893）
（長野市豊野町豊野 631 長野市豊野支所庁舎 2 階）

■ 認定農業者に関すること

小布施町 産業振興課 農業振興係（TEL026-214-9104）